

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
	I	持続可能な公的年金制度を構築すること
担当部局・課	主管部局・課	年金局総務課
	関係部局・課	年金局総務課首席年金数理官室、年金課、国際年金課、数理課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	国民年金及び厚生年金保険について、給付と負担の均衡を適切に保つとともに、積立金の適切な管理・運用等を図ること
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p><公的年金制度の意義></p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。 <p><平成16年年金制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年6月には、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）が成立し、公的年金制度について、 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである（平成16年年金制度改正）。 ※ 平成17年3月において、平成16年年金制度改正の総合評価を実施した。 当該改正は、段階的に施行されることになっており、平成17年度においては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 国民年金保険料の引上げ ② 次世代育成支援の拡充 ③ 60歳台前半の在職高齢年金制度の改善 ④ 第3号被保険者の特例届出の実施 ⑤ 若年者に対する納付猶予制度の創設 	

⑥ 保険料免除申請の遡及

等が円滑に施行されたところである。

<基礎年金国庫負担割合の引上げ>

- ・ 基礎年金国庫負担割合の引上げについては、平成16年年金制度改正法の本則上、これを3分の1から2分の1に引き上げる旨の改正を行うとともに、附則において、所要の安定した財源を確保するための税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。
- ・ この道筋に沿って、平成17年度の国庫負担割合については、3分の1に1,000分の11を加えた割合（約34.4%）とされ、さらに平成17年度限りの措置として、平成17年3月に成立した「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第25号）により、1,101億円の国庫負担を加算することとされた。

<給付水準の調整>

- ・ 年金額の改定方式については、従来は、年金の新規裁定時に過去の標準報酬を再評価することにより賃金スライドを行い、その後毎年度、前年の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の伸びに応じて物価スライドを行うこととされていたが、平成16年年金制度改正において、公的年金被保険者数の減少等に応じて、年金額の伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える「マクロ経済スライド」が導入されたところである。
- ・ 平成17年度の年金額については、平成16年平均の全国消費者物価指数が前年から変動しなかったため、改定を行わなかった。

<年金積立金の運用>

- ・ 年金積立金の運用については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしている。年金資金運用基金（平成18年4月から年金積立金管理運用独立行政法人）における運用については、年度末における移行ポートフォリオを達成するため、時価による資産構成割合と移行ポートフォリオとの乖離状況を把握し、乖離許容幅を超えている場合には、その範囲内に収まるように資産構成割合を変更することなどを行っている。

（評価指標の考え方）

<マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）>

- ・ マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものであり、これを指標としてその推移を分析し、実績目標の達成度を測定する。
- ・ なお、平成17年度時点では、物価スライド特例により、平成12年度から平成14年度までの物価スライドが行われず、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっている。当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされている。（その間の参考指標として、物価スライド調整率を掲げているところである。）

<財政再計算との乖離状況（積立金）>

- ・ 財政再計算との乖離状況（積立金）は、財政再計算結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標であり、定期的な比較が可能であるス

トック（積立金）を用いて検証を行い、実績目標の達成度を測定する。

<年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅>

- 年金積立金の基本ポートフォリオ（長期的に維持すべき資産構成割合）は、旧資金運用部（現在の財政融資資金）への預託金が全額償還される平成20年度末までに達成することとしている。また、それまでの間は、毎年度末に達成すべき資産構成割合（移行ポートフォリオ）を定めることとしている。
- 移行ポートフォリオは、運用資産全体の移行ポートフォリオ（年金資金運用基金の運用資金と財政融資資金への預託金の合計）と年金資金運用基金の移行ポートフォリオ（市場運用部分）について作成しており、後者を指標としてその推移を分析し、実績目標の達成度を測定する。（移行ポートフォリオは、あらかじめ定められた目標値といえる。）
- なお、これらのポートフォリオについては、平成17年度までは、社会保障審議会の審議を経て厚生労働大臣が定めることとされていたところであるが、平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成18年4月設立）が定めることとされた。これに伴い、年金積立金の運用に関する評価については、平成19年度に実施する平成18年度実績の評価から、独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。

<年金積立金の運用実績（実質的な運用利回りの実績）>

- 長期的に見ると、年金給付費は概ね名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、年金積立金の運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。
- このため、運用実績の評価の際には、収益率（名目運用利回り）から名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」の実績と、財政検証（財政再計算）が前提としている「実質的な予定運用利回り」を比較し、実績目標の達成度を測定する。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）	—	—	—	—	—
（参考指標）					
物価スライド調整率	(0%)	(0%)	(-0.9%)	(-0.3%)	(0%)
（評価指標）					
財政再計算との乖離状況（積立金）					
・厚生年金 実績（兆円）	175.4	174.1	174.6	171.1	—
財政再計算結果	181.3	184.9	171.3	167.5	163.9
・国民年金 実績	11.7	11.4	11.7	11.7	—
財政再計算結果	12.4	12.5	11.3	11.0	10.8
（評価指標）					
年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅	13年度 移行ポ ートフ ォリオ	14年度 移行ポ ートフ ォリオ	15年度 移行ポ ートフ ォリオ	16年度 移行ポ ートフ ォリオ	17年度 移行ポ ートフ ォリオ
（評価指標）					
年金積立金の運用実績（実質的な運用利回りの実績）	2.22%	1.34%	5.18%	2.94%	—

(参考指標)					
財政再計算上の実質的な予定運用利回り (年金積立金全体)	0.98%	0.96%	1.98%	1.07%	—

(備考)

- マクロ経済スライドによる給付水準調整 (累積スライド調整率) 及び物価スライド調整率は、厚生労働省年金局年金課調べ。
- 財政再計算との乖離状況 (積立金) は、厚生労働省年金局数理課調べ。このうち、「実績」は、財政再計算と比較できるようにした数値 (年度末現在) であり、平成17年度の数値は、集計中。また、「財政再計算結果」は、平成14年度までは平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。
- 年度末における各資産の構成割合と移行ポートフォリオの乖離幅及び年金積立金の運用実績 (実質的な運用利回りの実績 (年度末現在)) は、年金資金運用基金、厚生労働省年金局総務課及び数理課調べであり、平成17年度の後者の数値は、集計中。
- 財政再計算上の実質的な予定運用利回り (年金積立金全体) は、厚生労働省年金局数理課調べ。また、同評価指標は、実績と比較できるようにした数値であり、平成14年度までは平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果により、平成17年度の数値は、集計中。
- 国民年金の未納・未加入対策など社会保険庁の実績評価については、中央省庁等改革基本法 (平成10年法律第103号) に基づく実施庁評価によるものとする。

実績目標2 | 国際化の進展への対応を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

- 国際的な人的交流の活発化に伴い、主に海外勤務者について、①自国と勤務先国の両国の年金制度等に二重適用となり保険料が二重払いとなる、②滞在期間だけでは勤務先国の年金受給資格期間を満たすことができない等の理由により保険料が掛け捨てとなる、といった問題が生じていることから、これらの問題の解決を図るために、諸外国との間で社会保障協定を締結することとしている。

○関連する経費 (平成17年度予算額)

年金通算協定経費 41百万円

(評価指標の考え方)

- 国際化の進展に対応して締結され、二国間のより円滑な人的、経済的交流の実現に資する社会保障協定について、当該締結件数を評価指標としてその推移を分析し、実績目標の達成度を測定する。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
社会保障協定の締結件数 (件)	2	2	4	6	7

(備考)

- 評価指標は、社会保障協定を締結 (署名) した国の総数であり、厚生労働省年金局国際年金課調べ。
- これまで社会保障協定を締結した国は、以下のとおり。
平成10年度 ドイツ
平成11年度 イギリス
平成15年度 アメリカ、韓国

平成16年度 フランス、ベルギー

平成17年度 カナダ

実績目標3 公的年金制度について年金数理的観点等から検証すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

- 公的年金各制度の財政状況について、毎年度の報告を求める。また、公的年金各制度の財政再計算時における制度横断的な検証を行う。

(評価指標の考え方)

- 公的年金各制度の平均年金月額及び保険料率は、それぞれ当該各制度の給付と負担の水準を示す指標である。
- 公的年金各制度の年金扶養比率は、一人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す財政指標であり、これにより、実績目標にいう年金数理的観点等からの検証を行う。
- 公的年金各制度の総合費用率は、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどのくらいの比率になっているかを表す財政指標であり、これにより、実績目標にいう年金数理的観点等からの検証を行う。

(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
公的年金各制度の保険料率 (各年度4月現在)	厚生年金	17.35%	17.35%	13.58%	13.58%	13.934%
	国共済	18.39%	18.39%	14.38%	14.38%	14.509%
	地共済	16.56%	16.56%	12.96%	12.96%	13.384%
	私学共済	13.3%	13.3%	10.46%	10.46%	10.814%
(評価指標) 公的年金各制度の平均年金月額 (老齢・退年相当) 老齢基礎年金分含む	厚生年金	17.3 万円	17.2 万円	17.0 万円	16.5 万円	—
	国共済	21.7 万円	21.6 万円	21.3 万円	20.9 万円	—
	地共済	23.2 万円	23.1 万円	22.8 万円	22.3 万円	—
	私学共済	21.6 万円	21.5 万円	21.2 万円	20.7 万円	—
(評価指標) 公的年金各制度の年金扶養比率	厚生年金	3.33	3.17	3.00	2.91	—
	国共済	1.85	1.81	1.76	1.73	—
	地共済	2.24	2.16	2.09	2.00	—
	私学共済	5.65	5.60	5.34	5.14	—
(評価指標) 公的年金各制度の総合費用率	厚生年金	18.8%	19.8%	17.3%	17.8%	—
	国共済	21.5%	22.1%	17.4%	17.1%	—
	地共済	16.7%	17.5%	14.4%	15.4%	—
	私学共済	14.3%	14.2%	11.3%	11.5%	—

(備考)

- 評価指標は、毎年度、社会保障審議会年金数理部会において、前々年度の公的年金各制度の財政状況について報告を受けており、その実績を掲載した。なお、平成17年度の公的年金各制度の平均年金月額、年金扶養比率及び総合費用率は、平成18年7月時点で報告を受けていない。

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

【実績目標1について】

- ・ 公的年金は、高齢者世帯の収入の7割を占めるとともに、国民の4人に1人が年金を受給しているなど、国民生活において欠くことのできないものとなっている。近年では、少子高齢化の急速な進行などにより、公的年金は、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを実現したところである。当該改正は、平成16年10月以降、順次施行されることとされており、その円滑な実施とともに、平成21年度までに基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げること等、引き続き今後の課題への取組が求められている状況にある。
- ・ 少子高齢化の進行の中で将来世代の保険料負担が急激に上昇して過重なものにならないよう、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用することで将来世代の負担を軽減することが不可欠である。年金積立金の運用は、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うため、国内債券を中心としつつ、株式を一定程度組み入れた分散投資の考え方にに基づき行っているところである。
- ・ なお、年金積立金を活用した福祉還元事業については、外部有識者で構成する「年金の福祉還元事業に関する検証会議」において、当該事業の意義等について議論を行い、平成17年9月に報告書を取りまとめたところである。

【実績目標2について】

- ・ 国際的な人的交流が活発化し、企業間の国際競争が激しさを増す中で、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消のため、またその波及効果として今後の対日直接投資の推進に寄与することから、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。

【実績目標3について】

- ・ 「公的年金制度の一元化の更なる推進について」（平成13年2月28日公的年金制度の一元化に関する懇談会）や「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）において、厚生労働省の「社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする」とされたことを踏まえ、社会保障審議会年金数理部会において、公的年金各制度の財政状況について毎年度報告を求め、その内容を取りまとめた結果を公表しているところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

【実績目標1について】

- ・ 平成16年年金制度改正前においては、仮に、保険料の引上げだけで改正前の制

度を続けていたとすれば、厚生年金保険料率は13.58%から25.9%へ、国民年金保険料は13,300円から29,500円（平成16年度価格）まで引き上げなければならず、一方、給付の見直しだけで制度を続けていたとすれば、高齢者が既にもらっている年金と今後もらう年金を、一度に3～4割も抑制しなければならない状況にあった。

- このため、平成16年年金制度改正においては、

- ①保険料水準固定方式の導入
- ②給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入
- ③基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ④積立金の活用

という4つの柱を組み合わせることによって、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、将来の保険料の際限ない上昇という不安を払拭しつつ、社会経済と調和した持続可能な制度の構築を図ったものである。平成16年年金制度改正の結果、マクロで見た年金給付費の経済（国内総生産）に占める規模は、おおむね横ばいで推移すると見込まれている。

- 年金積立金の運用については、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うため、基本となるポートフォリオを定め、これを維持するように行うこととしている。平成17年度末の年金資金運用基金分の資産構成割合は、以下のとおりであり（C）、すべての資産クラス（国内債券、国内株式等）が移行ポートフォリオ（A）の乖離許容幅（B）の範囲内に収まっており、積立金の管理・運用等が適切に行われた。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ（A）	52%	21%	12%	15%	0%
乖離許容幅（B）	±5%	-5%	-5%	-5%	-
年度末の資産構成割合（C）	48.36%	26.28%	10.46%	14.90%	0.00%

【実績目標2について】

- 平成17年度に締結（署名）されたカナダとの間の社会保障協定については、平成19年度中の発効を予定している。当該協定の発効により、カナダ在留邦人約16,000人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、またカナダにおける企業駐在員約1,700人について年間約3億円の負担軽減が見込まれている。

【実績目標3について】

- 社会保障審議会年金数理部会では、公的年金各制度において制度別に作成されている決算等の財政状況について、制度横断的に比較・分析を行い、広く国民に公表しているところである。平成17年度においては、平成17年11月に「公的年金財政状況報告（平成15年度）」を公表している。
- 公的年金制度においては、各制度ごとに給付内容や被保険者・組合員の動向、経済前提等の見直しを行い、将来にわたり財政の均衡を保つことができるように財政再計算を行っている。社会保障審議会年金数理部会においては、このような各制度ごとの財政再計算とは別に、制度横断的に財政の分析・評価を行い、被用者年金各制度の安定性、公平性に関する検証結果を広く国民に公表しているところである。平成17年度においては、平成18年1月に「平成16年度財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」を公表している。

【実績目標1について】

- ・ 平成14年1月以降、社会保障審議会年金部会における議論及び意見書を踏まえ、平成15年11月に「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」（厚生労働省案）を公表した。その後、与党との調整を経て、平成16年2月に平成16年年金制度改正法案を国会に提出し、同年6月5日に可決、成立をみたものである。平成16年年金制度改正は、同年10月以降、順次施行に移されている。
- ・ 年金積立金の運用に関し、平成17年度における資金配分については、移行ポートフォリオよりも低い資産構成割合となっている資産には資金を多く配分する一方、移行ポートフォリオよりも高い資産構成割合となっている資産には資金を配分せず、又は少なく配分するなどにより、なだらかに移行ポートフォリオを達成した。

【実績目標2について】

- ・ カナダとの社会保障協定については、平成15年10月に当局間協議を開始し、平成16年10月から平成17年10月までの間に3回の政府間交渉を経て、平成18年2月に署名に至った。当該協定については、日本がこれまでに締結した協定（例：日米協定（第1回交渉の開始から署名まで3年9か月）、日仏協定（同2年1か月））と比較しても短期間で締結まで至っている。

【実績目標3について】

- ・ 平成17年度においては、社会保障審議会年金数理部会を10回にわたり開催し、「公的年金財政状況報告（平成15年度）」及び「平成16年度財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」を取りまとめ、公表している。

総合的な評価

- ・ 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、当該改正事項も円滑に施行されている。
- ・ 年金積立金の運用については、国内債券を中心としつつ、株式を一定程度組み入れた分散投資の考え方にに基づき行っている。平成17年度末の年金資金運用基金分の資産構成割合は、すべての資産クラスが移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲に収まっており、積立金の管理・運用等が適切に行われた。
- ・ 人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったカナダとの間で、平成17年度に当該協定を締結したことは、評価できる。
- ・ これらにより、「持続可能な公的年金制度を構築すること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保に向けて進展があった。
- ・ なお、平成16年年金制度改正後の課題として、被用者年金制度の一元化については、平成17年秋以降、政府としての本格的な検討を進めているところである。具体的には、同年10月に内閣官房副長官補が主宰する「被用者年金一元化等に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年12月に「被用者年金一元化に関する論点整理」を取りまとめたところである。また、平成18年1月に「被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会」を設置し、さらに検討を進め、同年4月28日に、共済年金制度を厚生年金制度に統合する方向を基本とした「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」を閣議決定したところである。

- 同様に、基礎年金国庫負担割合については、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第20号）により、平成18年度以降、3分の1に1,000分の25を加えた割合（約35.8%）とされたところである。
- 一方、社会保障協定の締結に係る今後の課題として、引き続き、在留邦人数が多く、経済団体等からも当該協定の締結の要望があるオーストラリア、オランダとの間で、できるだけ早期に当該協定を締結できるよう努力していくこととする。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 平成16年年金制度改正については、社会保障審議会年金部会での議論等を経ている。
- ポートフォリオについては、平成17年度までは、社会保障審議会資金運用分科会の審議を経て厚生労働大臣が定めることとされていたところであるが、平成18年度以降は、年金積立金管理運用独立行政法人が同法人に設置された「運用委員会」（金融・経済の専門家等で構成）の審議を経て自ら定めることとされた。
- 「公的年金財政状況報告（平成15年度）」及び「平成16年度財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」については、社会保障審議会年金数理部会において取りまとめたもの。等

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- 「児童手当・年金国庫負担について」（平成17年12月15日児童手当・年金国庫負担に関する政府・与党協議会了承）
- 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）

③総務省による行政評価・監視等の状況

- 特になし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

- 特になし。

⑤会計検査院による指摘

- 特になし。